平成２４年（フ）第７０５号
熊本市北区高平２丁目９番11号　エトワール渡辺Ⅱ102号
破産者　山下　恵美
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７０６号
熊本市東区長嶺西２丁目６番40号
破産者　上村　秀夫
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７０７号
熊本市中央区水前寺５丁目24番７号　ｐｌａｃｅ水前寺304、前住所福岡県太宰府市吉松１丁目５番17号
破産者　田崎　淳二
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７１０号
熊本市北区龍田８丁目９番90号
破産者　松川　昌義
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７１９号
熊本市西区田崎３丁目７番７―13号　八島団地13号
破産者　森　　光子
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５２号
大分県杵築市大字杵築665番地816
破産者　阿部　忠治
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第３４８号
宮崎市清武町木原493番地
破産者　秋山美佐子
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３５９号
宮崎市清武町今泉甲3632番地30
破産者　坂田　清美
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６４号
宮崎市鶴島２丁目４番２号
破産者　岩城　伸一
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６５号
宮崎市鶴島２丁目４番２号
破産者　岩城アベリルこと　ＩＷＡＫＩ　ＡＢＥＬＩＬ　ＬＡＺＡ
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６９号
宮崎市小戸町90番地１　エレガンス小戸Ｃ号
破産者　塚本　　徹
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７８号
宮崎市千草町11番17号　泉マンション201号
破産者　川瀬　英幸
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８４号
宮崎市大字恒久954番地１　マガタコーポ草葉１―203号
破産者　高橋　由夫
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８３号
宮崎県延岡市白石町760番地２
破産者　伊東　千年
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１３６号
鹿児島県鹿屋市旭原町2649番地２
破産者　平八重明美
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目18番10号、前住所鹿児島県鹿屋市王子町3914番地２
破産者　平八重ミサ
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
鹿児島県志布志市志布志町帖3941番地７、前住所鹿児島県志布志市志布志町帖4128番地１
破産者　田中しげ子
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第６号
大阪市平野区長吉長原西３丁目10番33号アクティー21―403、営業所大阪市平野区長吉長原西１―３―13ウノスビル１Ｆ
再生債務者　ネクストフーズこと炭ｚｅｎこと　原田　智文
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月22日から平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第１０号
大阪市住之江区住之江２丁目９番19号エスポワール103号、前住所大阪市住吉区墨江４丁目６番19号
再生債務者　山中　信二
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月22日から平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第１８号
大阪市東住吉区北田辺４丁目９番17号プライムメゾン北田辺201号、前住所愛知県豊橋市佐藤５丁目７番地17　103
再生債務者　磯田　直哉
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月22日から平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第２１号
大阪府茨木市山手台４丁目７番10―305号
再生債務者　久松　涼子
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月22日から平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第５号
堺市東区菩提町４丁21番地13
再生債務者　イマイクリーンサービスこと　今井　史郎
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月26日から平成25年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第６号
堺市堺区田出井町５番10―303号、前住所堺市堺区田出井町５番３―403号
再生債務者　入口　雄介
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月26日から平成25年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係